川崎市市長への手紙実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長への手紙によって幅広い市民の声を把握し、市政への反映を図るため、その処理及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「市長への手紙」とは、次により市長あてに投書されたも のをいう。
 - (1) 市長への手紙の専用封書を用いたもの
 - (2) 川崎市インターネットホームページに開設した市長への手紙の電子メール を用いたもの
- 2 前項に規定するもののほか、一般封書、葉書、ファクシミリ、一般の電子メール により市長あてに投書されたものは、「市長への手紙」として取り扱うことができる。

(受付)

- 第3条 市長への手紙は、受付処理を行う。ただし、第1条に定める市長への手紙によって幅広い市民の声を把握し、市政への反映を図るという趣旨にそぐわないものについては、受付処理を行わない。
- 2 受付処理の方法は、別途処理要領で定める。
- 3 受け付けた市長への手紙は、内容に係る事務等を所管する局、室、区(以下 「所管局」という。)にその写しを送付する。

(閲覧)

第4条 受け付けた市長への手紙は、市長に閲覧し、指示を受ける。

(回答)

- 第5条 受け付けた市長への手紙に対しては、原則として回答する。
- 2 回答の方法は、原則として文書又は電子メールの方法による。ただし、投書者 の了承のもとに、所管局において、面談、電話等の方法によることができる。
- 3 文書又は電子メールの方法による回答は、市長名で行う。

(個人情報の管理)

- 第6条 市長への手紙の処理事務に従事する者は、当該市長への手紙により収集 した個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律に基づき、厳重かつ適正 に管理しなければならない。
- 2 市長への手紙により収集した個人情報は、回答及び統計処理の目的にのみ使 用する。
- 3 市長への手紙の処理において、本市以外の機関に対して投書者の個人情報 の提供を必要とした場合は、投書者の了解を得なければならない。

(事務処理の所管)

- 第7条 市長への手紙に関する総括的事務処理は、総務企画局都市政策部企画 調整課が所管する。
- 2 所管局に、市長への手紙に関する事務処理責任者(以下「処理責任者」とい

う。)を置く。

3 処理責任者は、各局室区広報広聴主管をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(市長への手紙実施要綱の廃止)

2 平成17年10月27日制定の市長への手紙実施要綱は廃止する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。